

エコリフォームに対する支援

持ち家の省エネ性能を向上させるリフォーム(エコリフォーム)に対して補助します。

●対象となる条件

次の要件をすべて満たすリフォーム工事が対象。

- ① 自ら居住する住宅について、施工者に工事発注して、エコリフォームを実施すること
- ② エコリフォーム後の住宅が耐震性を有する[※]こと
- ③ 事業者登録した日以降に、工事着手すること

※『耐震性を有する』とは、新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章および第5章の4に規定する基準をいう。)に適合、又は、耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」(平成18年国土交通省告示185号)に適合しているものを表す。

●対象工事

①-③のいずれか1つが必須、かつ、①-③の補助額の合計が5万円以上。
原則として、国の他の補助制度との併用は不可。

① 開口部の断熱改修^{※1}

ガラス交換

既存窓を利用して、
複層ガラス等に交換

内窓設置

既存窓の内側に、
新たに窓を新設

外窓交換

既存窓を取り除き、
新たな窓に交換

ドア交換

② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修^{※1}(一定量の断熱材を使用)

③ 設備エコ改修^{※1}(エコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事)

【エコ住宅設備】

太陽熱利用システム

節水型トイレ

高断熱浴槽

高効率給湯機

節湯水栓

＋ ①-③のいずれかと併せて実施する以下の改修工事等も対象。

④ 併せて対象とするリフォーム等

A. バリアフリー改修

手すりの設置

段差解消

廊下幅等の拡張

B. エコ住宅設備の設置^{※1}(1種類又は2種類の設置)

C. 木造住宅の劣化対策工事^{※2}(土間コンクリート打設等)

D. 耐震改修

E. リフォーム瑕疵保険への加入

※1

①、②の断熱改修及び③、④-Bのエコ住宅設備は、事務局に登録された製品のみが対象

※2 リフォーム瑕疵保険に加入するものが対象

●性能要件

改修後の開口部の熱貫流率が平成28年基準に規定する開口部の断熱性能等に関する基準[※]のうち、開口部比率の区分(ろ)の基準値以下となるよう行う。

※住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)

対象となる開口部の仕様例については板硝子協会のホームページ参照 <http://www.ecoglass.jp/ecoreform>

●補助限度額

30万円/戸(耐震改修を行う場合 45万円/戸)

● 補助額

実施したエコリフォームの工事内容に応じた補助額(下表)の合計額を補助。

対象工事等	内 容	補助額	備 考
開口部の断熱改修 ※管理組合が発注者である共同住宅(共用部分)のリフォーム工事として申請可能(内窓除く)	ガラス交換 既存のガラスを複層ガラス等に交換 アタッチメント付 エコガラス(Low-E複層ガラス)  内窓設置 既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置  外窓交換 古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け  ドア交換 古いドア・引戸を新しいドア・引戸に交換 	3,000円 ～ 25,000円	合計額が 50,000円 以上で あること
外壁の断熱改修		120,000(60,000)円	
屋根・天井の断熱改修	住宅の建て方、断熱材の区分に応じて定める断熱材使用量以上のもの。()内は部分断熱の場合	36,000(18,000)円	
床の断熱改修		60,000(30,000)円	
設備エコ改修 (右欄のエコ住宅設備のうち3種類以上を設置するもの)	太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯機	24,000円	
	節湯水栓	3,000円	

1箇所あたりの補助額×施工箇所数を補助。

大きさの区分	ガラス交換※1		内窓設置・外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの補助額	面積※2	1箇所あたりの補助額	面積※2	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	8,000円	2.8㎡以上	20,000円	開戸:1.8㎡以上 引戸:3.0㎡以上	25,000円
中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	5,000円	1.6㎡以上 2.8㎡未満	14,000円	—	—
小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円	0.2㎡以上 1.6㎡未満	8,000円	開戸:1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸:1.0㎡以上 3.0㎡未満	20,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出

※2 内窓若しくは外窓のサッシ又は開戸若しくは引き戸の戸枠の枠外寸法を測定

※3 ガラスの寸法を測定

● リフォーム事業者の役割

事業者の方々に、補助事業者として、申請手続き等を行っていただきます。

補助金は、住宅所有者等に、全額を還元していただきます。

